

第19回 年金の繰上・繰下受給

年金は60歳から65歳になるまで間で繰り上げて受給、または65歳以降70歳になるまでの間で繰下げて受給することができます。それぞれ受給額は減額され、または増額されます。概要は、H30年の隊友10月、12月号に紹介されています。重複をいとわず重要事項について述べます。

繰上受給

- ◆60歳から繰上受給した場合と65歳から受給した場合の受給年金累計額は77歳で同額となります。
- ◆60歳の男性のうち77歳時の生存率は76%です。(H30簡易生命表)
- ◆障害年金、寡婦年金が受け取れなくなり、遺族年金額が少なくなります。
- ◆国民年金の任意加入ができなくなります。
- ◆繰上受給率の状況は、年々減少しています。

繰下受給

- ◆70歳まで繰下受給した場合と65歳から受給した場合の受給年金累計額は82歳で同額となります。
- ◆65歳の男性のうち82歳時の生存率は64%です。
- ◆70歳からの増額年金の受領により支払う税金、社会保険料が増加します。
- ◆65歳前の妻への加給年金がなくなるので夫婦間の年齢差もポイントになります。
- ◆繰下受給率の状況は、2%未満です。

消費生活アドバイザー OB 木暮晃治

第20回 年金の受給要件

1. 老齢基礎年金

老齢基礎年金を受給するためには、受給資格期間と受給開始年齢の2つの要件を満たしている必要がある。

2. 老齢厚生年金

60歳台前半の老齢厚生年金と65歳以後の老齢厚生年金は老齢基礎年金と同様に「受給資格期間」と「受給開始年齢」の2つの要件を最低限満たさなければならないが、受給資格要件は、それぞれ異なる。

3. 遺族基礎年金

国民年金の被保険者や老齢基礎年金の受給資格のある者が死亡したときは、遺族基礎年金が支給される。支給対象者(受給権者)は、子のある妻または子である。

4. 遺族厚生年金

遺族厚生年金は、生計を維持されていた遺族に支給される。遺族基礎年金が支給される遺族に2階建てで、遺族厚生年金が支給される。

5. 障害基礎年金

国民年金の被保険者や被保険者であった者で、病気やけがにより一定の障害が残った場合は、障害基礎年金が支給される。

6. 障害厚生年金

障害給付は、老齢給付と同様に2階建ての体系を原則としており、国民年金からは障害基礎年金の給付を行い、厚生年金保険からはその上乗せとして障害厚生年金が支給される。

消費生活アドバイザー OB 木暮晃治